

少年法のあり方についての与党PT合意（基本的な考え方）

令和2年7月30日
与党・少年法検討PT

1. 18・19歳の者の位置付け

- (1) 18・19歳の者は、民法改正に伴い民法上の成年となる。しかし、未だ成長途上にあり、可塑性を有し、更生や再犯防止のためにも教育的処遇が必要かつ有効である。したがって、20歳以上の者とは異なる取扱いを要する。一方、民法上の成年となり、社会的な権利と責任を有するため、17歳以下の者とは一部異なる取扱いをする必要がある。
- (2) 18・19歳の者は、少年法の適用対象とし、その取扱いについて、特別の規定を設ける。
- (3) 「成年」「成人」など用語の混乱を避けるため、「成人」の定義は行わないものとする。

2. 18・19歳の者の取扱い

- (1) 検察官が全件を家庭裁判所に送致し、家庭裁判所が調査をして処分を決するものとする。逆送後の刑事裁判所から家庭裁判所への移送の仕組みを設けるものとする。
- (2) 原則逆送の対象を短期1年以上の懲役又は禁錮に当たる罪の事件に拡大するものとする。なお、とりわけ強盗罪については、犯情を十分に考慮して逆送の可否が判断される運用とすべきである。
- (3) 家庭裁判所の更生・教育のための処分は、犯情を考慮して相当な範囲で行うものとし、ぐ犯による処分は設けないものとする。なお、罪を犯すおそれのある18・19歳の者の更生・保護のため、行政による保護・支援の一層の推進を図るべきである。
- (4) 推知報道の禁止は、逆送されて公判請求された後は、解除されるものとする。
- (5) その他の少年法の定める特則については、逆送後の段階のものは、鑑別所での勾留を除き、設けないものとする。なお、刑事処分に付された者の社会復帰の促進を図るため、資格制限のあり方につき、政府において別途検討し、早急に結論を得るべきである。

3. その他

18・19歳の者の位置付けを始めとした少年法のあり方については、改正少年法及び改正民法の施行状況並びにこれに伴う社会情勢及び国民の意識の変化等を踏まえつつ、必要な見直しの検討を行うことを、両党で確認する。

そのため、改正法には、施行後一定期間経過後に、制度のあり方について検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる旨の規定を設けるものとする。

以上